

大和高田市人権施策に関する基本指針



大和高田市

目 次

		頁
第 1 章	基本指針の改訂にあたって	
	1 基本指針改訂の趣旨と経緯	1
	2 基本指針の位置づけ	2
	3 人権施策の理念	2
第 2 章	人権教育・啓発の現状及び方向性	
	1 就学前教育及び学校教育における人権教育	3
	2 社会教育における人権教育	5
	3 人権啓発の取り組みと手法	6
第 3 章	重要課題への取り組み	
	1 部落差別の解消	7
	2 女性の人権	10
	3 こどもの人権	13
	4 高齢者の人権	15
	5 障がいのある人の人権	16
	6 生活困窮にある人の人権	17
	7 ひきこもり状態にある人の人権	18
	8 性的マイノリティの人権	19
	9 ハンセン病患者等の人権	20
	10 刑を終えて出所した人の人権	20
	11 犯罪被害者等の人権	21
	12 アイヌの人々の人権	22
	13 外国人の人権	22
	14 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	24
	15 インターネットによる人権侵害	24
	16 ハラスメントに関する人権	25
	17 災害時における人権	26

第4章	人権文化が確立された社会をめざして	
1	推進体制の整備	27
2	人権意識の確立	27
3	相談・支援体制	28
4	関係機関・団体等との連携	29

【資料】	・大和高田市障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例	31
	・大和高田市男女共同参画推進条例	32
	・大和高田市人権啓発推進本部設置規程	35

第1章 基本指針の改訂にあたって

1 基本指針改訂の趣旨と経緯

日本国憲法には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と規定されています。

また、1948（昭和 23）年に採択されました「世界人権宣言」にも「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である（第1条）」と明記され、現代では、国際的に「人種差別撤廃条約」、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」など、人権に係る規約や条約が相次いで批准、採択されています。

これらの条約の具体化を各国に促すために、1994（平成 6）年 12 月の国連総会において「人権教育のための国連 10 年」が決議され、その精神を受けついで、「人権教育のための世界プログラム」が展開されています。

他方、国内に目を向けますと、「男女共同参画社会基本法」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」などが施行されました。また、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の制定・施行、さらには 2023（令和 5）年 6 月には、性的マイノリティに対する理解を広めるための「LGBTQ 理解増進法」が施行され、あらゆる人権擁護、保護のための対策が整備されつつあります。

大和高田市では 1974（昭和 49）年に「人権擁護都市宣言」を可決し、1997（平成 9）年には「大和高田市人権擁護に関する条例」を制定、その後、大和高田市の人権施策の基本となる「大和高田市人権施策に関する基本指針」を 2006（平成 18）年に策定しました。さらに 2023（令和 5）年 6 月に「大和高田市人権擁護に関する条

例」を「大和高田市障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例」に一部改正しました。

しかし、このような取り組みにもかかわらず、依然として差別事象や人権侵害が起こり、社会的弱者といわれる人たちにそれが向けられるといった人権問題が存在しています。

このことから、2020（令和2）年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」が改訂されたことを受け、多様化する人権問題に対応するため、また、時局に即して見直すこととしているため、このたび、本市基本指針を改訂するものです。

2 基本指針の位置づけ

この基本指針では、人権の普遍性の概念を明らかにするとともに、個別の人権課題についてアプローチし、行政施策推進の方向を示しています。

また、「大和高田市障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例」に掲げる理念を実現するための基本的な考えを表し、今後、各部署において各種計画の策定や見直しを行う場合には、この指針の趣旨を尊重し、整合性を図るよう努めるものとします。

また、市民や各種団体等についても、人権尊重の理念を基本に、本指針の実現に協力されることを期待しています。

さらに、本指針は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に基づくとともに、「大和高田市まちづくりの指針」と整合させることも目標としています。

3 人権施策の理念

人権は、生まれながらに人間が等しく持っている権利で、人が人として人間らしく自由で平等に暮らすというように表現されています。

日本国憲法では、平等権、思想・信教の自由、集会・結社・表現の自由、社会権、黙秘権などが規定されています。

人権問題は、これらもともと保障されている権利が阻害されるた

めに生じる課題であって、その是正を施策として展開する必要があります。

すべての市民の人権が、自分の人権だけでなく他人の人権も尊重され、思いやりの心を育む、人権文化が創造されるまちづくりをめざすことを人権施策の理念とします。

第2章 人権教育・啓発の現状及び方向性

Ⅰ 就学前教育及び学校教育における人権教育

小・中学校から高等学校等に至る時期は、社会生活に必要な基礎的な力、いわゆる「生きる力」を身につけ、心豊かな人間に成長するうえで重要な時期です。また、「豊かな感性」とりわけ「差別や人権侵害を見抜く感性」をしっかりと身につける時期でもあります。しかし、少子化等の影響で、集団で遊ぶことが少なかったり、生活の利便性や効率性を追求するあまり、社会全体において日常的な人とのかかわりが少なくなったりしている現実があります。人間関係が希薄になり、しかも豊富な体験活動を十分に積む機会が少ないこどもたちの中には、人や自然・社会とかがかわることが苦手であったり、自分の思いを相手にうまく伝えることができなかったりする場面も増えています。また、いじめ、体罰、児童虐待等、こどもの人権を侵害する事象も発生しています。さらに、不登校や高校中途転退学者の増加など教育保障の観点から取り組まなければならない課題も山積しています。

こうした中、文部科学省は「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第1次とりまとめ〕2004（平成16）年〔第2次とりまとめ〕2006（平成18）年〔第3次とりまとめ〕2008（平成20）年を出し、人権に係る概念や人権教育がめざすものについて明らかにしました。その中で「一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の

人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりにおけた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。」と示されています。他者の尊厳を尊重できる人間になるためには、まず、自分を「価値ある人間である」と肯定的に自覚し、自分の立場と生き方に誇りをもつことが重要です。いわゆる「自尊感情」はそれにあたり、確かな人権意識や人権感覚を育むための基礎的な力といえます。

市内各学校においては、「差別の現実深く学ぶ」というこれまでの教訓を大切にしながら、「大和高田市学校教育の指導方針」や県教育委員会が作成した「人権教育推進プラン」に基づいて、それぞれの学校の実情や特色、地域の実態を踏まえた人権教育の年間指導計画の作成や、こども自らが主体的に「ヒロシマ」や「ナガサキ」、「オキナワ」を題材とした反戦・平和学習に取り組めるよう、すべての教職員が計画的・継続的な指導を行っています。

また、人権教育推進教員や教育推進教員を中心に、特に教育的課題を有する児童・生徒に寄り添いながら、その課題克服に取り組むとともに基礎学力の定着を図るための研究を進めているところです。

さらに、学校教育につながる就学前教育（幼稚園、保育所、こども園）は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期にあり、「人権を大切に作る心を育てる」保育が重要であります。

2023（令和5）年4月に「こども家庭庁」が発足し、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」の基本理念には、こどもの最善の利益やこどもの意見の尊重など、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」において一般原則とされる重要な権利が盛り込まれています。これらを具現化するためにも一人ひとりのこどもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育成することを願い、学校教育との密接な連携を進め、就学前教育の推進を図っていかねばなりません。

今後も大和高田市人権教育研究会の活動を支援するとともに、大

和高田市人権教育推進協議会とも連携しながら、教職員自身が人権尊重の理念を正しく理解・認識し、自らの人権感覚を磨く営みを継続していかなければなりません。

2 社会教育における人権教育

今日の社会において、人々の人権意識は、高まりを見せてきていますが、私たちの生活を振り返ると世間体や「イエ」意識、悪しき風習や迷信にとらわれるあまり、一人ひとりが自らの考えや意見を主張することが妨げられたり、互いの人権を大切にすることを難しくしたりしてきた側面があります。加えて、社会の進展の中で、個を大切に意識が育まれた反面、他者との人間関係づくりに難しさを感じている状況もみられます。これは、県民意識調査の、「社会についての思い」の結果からもうかがえます。

他方、同和問題等の解決をめざして、地区別懇談会、行政や企業における研修会などが取り組まれ、人権や差別についての正しい理解、認識の定着、人権意識の高揚に成果をあげてきました。しかし、人権の視点で自らの生活を見つめ、社会生活が豊かといえるまでには高まりを見せていない感があります。

そこで、あらためて人権学習を生涯学習のひとつと位置づけ、家庭、地域、職場等のさまざまな場面で、人権尊重の意識を高めるための学習を行う必要があります。

家庭教育の充実をめざしたこれまでのさまざまな取り組みにも、市民の関心は徐々に高まってきましたが、まだ十分とは言えない状況にあります。特に、児童虐待などこどもの人権をとりまく状況には厳しいものがあります。県民意識調査から、大半の人は、児童虐待の疑いがあれば、積極的な介入を望んでいるので、今後の取り組みを強化する必要があります。

家庭教育は、人格形成のための一番身近なところにあります。豊かな心や思いやり、生命を大切にする「心の育成」など、人格形成の基礎を育む上で最も重要な教育であると言えます。そのため、育児教室、子育て応援セミナーなど、親子がともに人権感覚を身につけるよう、

親の学習機会の充実や情報の提供とともに、子育てに不安や悩みを抱かえる親等への相談の充実を図ってきました。

地域の活動としては、大和高田市人権教育推進協議会が中心となり、校区人権教育推進協議会主催の地区別懇談会を開催し、市民の人権意識の高揚を図ってきました。また、市民対象の「人権を確かめあう日市民集会」や「差別をなくす市民集会」の開催、「じんけんセミナー」やリーダー養成のための人権教育研修会も実施してきました。さらに地域における青少年の育成活動として、各青少年会館では日々の活動や「こども人権学習活動」を通して、人権意識を高め、人権を尊重する主体的な力を培う活動を進めています。

今後、あらゆる人権課題の解決のために、人権課題を自らの課題として捉え、「差別のない明るいまちづくり」に向けて、家庭と地域との連携した取り組みがさらに重要となってきます。

また、企業における人権教育は、大和高田市企業人権教育推進協議会や関係機関と連携しながら、一人ひとりを大切にする職場づくりのための研修や日常活動の取り組みの推進に努めます。

こどもから高齢者まで、誰もが生涯にわたり人権を大切にする学習に取り組めるよう、生命、健康、さらに高齢社会、男女共同参画社会、多民族・多文化共生社会などの課題に対し、市民一人ひとりが主体的に人権意識の高揚を図れるような学習機会が重要となってきます。誰もが自分の好きなときに、好きな場所で、自分にあった学習ができる環境の整備が必要となります。

3 人権啓発の取り組みと手法

あらゆる差別を解消し、お互いの人権が尊重される社会を実現するためには、啓発活動を充実させることが重要です。

これまで、1989（平成元）年に「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会（啓発連協）」が提唱した「毎月11日は人権を確かめあう日」の啓発活動として、毎月11日に啓発物品配布による街頭啓発、4月には「人権を確かめあう日」の県内一斉集会を開催してきました。

また、広報誌に「人権シリーズ」のコーナーを設けて、隔月啓発記事の掲載や、インターネットの大和高田市のホームページに人権教育・啓発用の DVD の一覧を載せて貸し出しも行っています。

7 月には、「差別をなくす強調月間」の行事として、「差別をなくす市民集会」を開催し、広報車による巡回啓発、人権啓発ポスターや標語の募集、祭りやさまざまな催しでの啓発物品の配布、啓発冊子「扉」を発行し全世帯に配布、各青少年会館・隣保館ではパネル展など多彩な啓発活動を展開してきました。

今後は、市民のニーズを適確に把握し、それぞれが人権問題を自分の問題として捉え行動に結び付けられるような取り組みが必要です。

また、市民による市民のための、市民に受け容れられやすい啓発活動の充実をめざします。

さらに、様々な人権問題に係る今後の取り組みについて、大和高田市人権啓発推進協議会に適宜意見を求めながら、より効果的な啓発手法を生み出すよう努めます。

第3章 重要課題への取り組み

Ⅰ 部落差別の解消

(1) 現状及び課題

部落差別は、わが国固有の人権問題であり、同和対策審議会答申を受けて、1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、特別立法に基づき 33 年間にわたりさまざまな施策が実施されてきました。

この間の行政の取り組みと地域住民の努力により、生活環境の整備をはじめとした物的基盤整備等、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は、大きく改善されました。また、差別意識の解消を図るため人権啓発・教育の取り組みを進め、人権意識も高まりを見せました。

しかし、差別意識や人権問題は依然として存在しており、潜在化する傾向があります。また、近年、インターネットの情報発信の容易性から、差別的な書き込みや差別落書き・差別投書など、匿名性の高い差別事象が後を絶ちません。被差別部落の情報をネット上に晒した「全国部落調査」復刻版出版事件においては、2023（令和5）年6月に控訴審判決が出され、「差別されない権利」が認められたものの、これらの事象は氷山の一角に過ぎません。さらに、昨今、「同和地区問合せ事件」が県内の市町村において頻繁に惹起しています。県が2018（平成30）年に実施した「人権に関する県民意識調査」では、住宅を選ぶ際やこどもの結婚相手に関して同和地区や同和地区出身者への忌避意識や偏見が依然としてうかがえます。

そういった現状を踏まえ、「大和高田市障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例」をはじめ、国の「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害者差別解消法」「DV禁止法」「子どもの貧困対策法」「ヘイトスピーチ解消法」「アイヌ施策推進法」といった個別の差別問題・人権問題にかかわる法律などに基づき、同和問題を重要な人権課題のひとつとして位置づけ、引き続きその解決に向け取り組んでいきます。

（２）施策の方向について

- ① 同和対策に係る特別法失効後の基盤整備の進め方は、一般対策の中で、これまで特別対策の対象とされた地域においても、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じて、周辺地域を含めた「まちづくり」として施策を実施していきます。

また就職の機会均等を保持し、就職を促進するため、関係機関と連携しながら、職業相談や求人情報の提供を進めます。また雇用主や採用担当者に対する指導、啓発に努めます。

さらに、不正な手段を使い、他人の住民票や戸籍を取得し、悪用する事件が発生するなか、不正請求の早期発見、個人情報の不正利用防止のため、「本人通知制度」の登録を市民に対し積極的に促します。

- ② 差別意識解消に向けての活動は、学校教育だけでなく、大和高田市人権啓発推進本部、大和高田市人権教育推進協議会の活動を中心として、人権が尊重される明るい家庭・学校・幼稚園・保育所・地域・職場づくりの取り組みを進めていきます。
- ③ 学校教育については、「差別の現実学ぶ」ことを基本において人権学習を推進し、豊かな人権意識や人権感覚が身につくように児童・生徒を育成します。また就学前教育については、集団生活を通しての保育・教育の推進、身体や言葉を育て、なかまへの連帯感を養うとともに基本的な生活習慣・態度を身につけることで、「人権を大切にすることを育てる」保育・教育を推進します。
- ④ 青少年会館に関しては、こどもたちの「居場所」であり、遊びや活動を通して、豊かな人間性や人権を大切にすることが育まれる場、子育てを通じた保護者の交流の場として、学校や地域の協力を得ながら、事業を展開します。特に地域の教材化、地域の人との交流を大切にしながら、学習や活動を進めます。
- ⑤ 隣保館に関しては、2002（平成 14）年の国の設置運営要綱により、「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うこと」が期待されており、従来の「同和問題の解決に資する」から「人権課題の解決のため」とその対象となる人権課題が広がったことを踏まえ、地域の実情や事業の必要性の的確な把握に努め、総合的、効果的な施策を実施していきます。
- ⑥ 「部落差別の解消の推進に関する法律」、「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、部落差別に対する正しい知識と理解を深め、相談体制の充実を図り、部落差別を解消するための教育・啓発を行います。

2 女性の人権

(1) 現状及び課題

1975（昭和 50）年の「国際婦人年」を契機に、「女子差別撤廃条約」の批准や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の制定など、男女平等の視点に立った法律や制度は徐々に整備されつつあります。

男女が、互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮でき、安心して生活することができる男女共同参画社会を実現するための指針として、本市では 1997（平成 9）年に「大和高田市男女共同参画プラン」を策定しました。

また、国においては、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

その基本法の理念に基づき、男女がお互いを認め、協力しながら安心して暮らせるまちづくりをめざし、2002（平成 14）年に「大和高田市男女共同参画推進条例」を制定しました。

しかしながら、「男らしさ、女らしさ」といった社会的性別にとらわれた意識や、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が、職場・家庭・地域のあらゆる場面に根強く残っています。

男女が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮することができる社会を実現するには、固定的な性別役割分担意識を解消しなくてはなりません。その男女平等についての価値観や社会的性別にとらわれた意識は、幼児期からの家庭・学校・地域における生活の中で形成されます。社会的性別に敏感な視点で、人権尊重と男女平等の教育に取り組んでいくことが必要です。

このことを踏まえ、あらゆる分野で、それぞれの立場で出来る身近な活動や、日常の生活の中で気づいた問題点などを話し合い、連携するために、2003（平成 15）年「大和高田市男女共同参画推進市民会議（ヒートハートたかだ）」を設立しました。さらに「男女共同参画プラン」が計画期間の 10 年が経過したことから、2007（平成 19）年に見直しを図り、それまでの取り組みを確かなものとするために、

「大和高田市男女共同参画プランビッグステップ（第２次）」を策定し、2017（平成 29）年には、第２次策定から 10 年が経過するにあたり、社会経済情勢の変化や国における男女共同参画推進に向けた新たな取り組み、これまでの本市の進捗状況を踏まえ、さらなる男女共同参画の推進を図るために「大和高田市男女共同参画計画ビッグステップ（第３次）」を策定しました。

しかしながら、女性の就業については、待遇などの面で、まだまだ厳しい状況が見られます。このため、継続就業を望む女性の就業環境や出産、子育てのために退職した女性が、あらゆる分野で再チャレンジできる支援が必要です。2016（平成 28）年施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や、2020（令和 2）年施行の改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に基づき取組を進めていきます。

また、女性に対する暴力やこどもの虐待なども多く発生しています。このことから母子自立支援員の配置や「大和高田市こども・家庭・女性支援ネットワーク」を 2005（平成 17）年に設置しました。さらに、2006（平成 18）年度には、高齢者虐待を支援対象に加えて「大和高田市虐待防止ネットワーク」と改め、虐待防止に取り組んでいます。

このネットワークは、大和高田市（教育委員会を含む）のほかに高田警察署、中和保健所、高田こども家庭相談センターなど 10 の機関と、必要に応じてその他の関係機関を加え、連携・協力して情報交換や支援を円滑に行うことをめざしています。

また、2009（平成 21）年には、「DV 被害者等生活支援給付金」を創設し、被害者の救済に努めました。

このネットワークが、虐待を受けている児童や高齢者並びに DV を受けてひとりで悩んでいる女性たちの保護・救済につながる事が期待されています。

さらに、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭環境破綻など複雑化、多様化、複合化している現況に鑑み、2024（令和 6）年 4 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が

施行されます。本市におきましても、新法の目的・基本理念に則り取組を進めていきます。

（２）施策の方向について

- ① 働く女性がその地位を確保するためには、女性の負担になりやすい育児・介護など家庭的責任を軽くする支援が必要です。女性に偏っている家庭生活の活動に、男性が家族としての役割を果たすことにより、男性の家庭・地域社会への参画が進むように啓発に努めます。
- ② 女性が社会に進出し、政治、職場、学校、地域社会など、公的・私的のあらゆる分野に参画できるよう、人材を養成するとともに、政治や行政に関する基本的な知識や課題について理解を深める研修会を開催し、参画への意欲の醸成を図ります。
- ③ 女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、被害女性に深刻な影響を与えます。また、性的被害や家庭内暴力は、被害を公にすることに対して、まだまだ抵抗をもたれがちです。女性に対する暴力防止に向けて、実態を把握し、被害者の早期発見や関係機関の連携による適切な対応が図れるよう、女性が安心して生活ができる環境の創造に努めます。
- ④ 男女の互いの身体的特質を十分理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きることは男女共同参画社会の形成の前提となります。特に、女性は、妊娠や出産をすることから、生涯を通して男性と異なる健康上の問題に直面するため、健康を支援するための総合的な対策の推進を図ります。
- ⑤ 配偶者等からの暴力（ＤＶ）、デートＤＶ、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、痴漢、売買春、児童買春、人身取引等の女性に対する暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。人権意識を高め、あらゆる暴力を許さない社会をつくるために、広報啓発、学習機会の提供、相談体制などを充実します。また、被害者に対しては、相談から保護、自立支援と切れ目のない支援を充実します。

- ⑥ 非正規雇用やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しています。また、障がいがあること、外国人であること、被差別部落出身であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合もあります。複合差別の解消に向けた取り組みや、安心して相談できる窓口の整備・充実、能力開発、社会参画促進、就労促進のための支援を充実します。

3 こどもの人権

(1) 現状及び課題

こどもの人権については、1948(昭和23)年の児童福祉法、1951(昭和26)年の児童憲章に示され、1994(平成6)年には、「児童の権利に関する条約」が批准され、権利保障の基準が明らかにされました。さらに2000(平成12)年には、被虐待児童の早期救済をめざす「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されましたが、児童の殺傷事件の多発や育児の怠慢(ネグレクト)の増加など、事態の深刻化に伴い、2004(平成16)年に改正・施行されました。

さらに、2023(令和5)年、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律として、「こども基本法」が施行されました。

これらの法規・条約等の中で共通して明言されていることは、こどもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権を有する主体として、最大限に尊重する必要があることです。

大和高田市では、2002(平成14)年に総合的な子育て支援計画として大和高田市少子化対策実施計画「すこやか さわやか 子育てプラン」を策定し、子育て支援策の推進に取り組みました。また、2003(平成15)年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、2005(平成17)年には大和高田市次世代育成支援行動計画「新・すこやか さわやか子育てプラン」前期計画を策定し、2010(平成22)年にこの計画の見直しを行い、後期計画として新たに策定しました。本計画においては、まちづくりを担う次世代の健やかな成長を

願うため、こどもの育ちを支えあい、夢と希望をもって結婚・子育てができるまちづくりを基本理念とし、こどもの主体性や利益が最大限尊重される地域づくりを取り組みとして行ってきました。

しかしながら、こどもたちをとりまく家庭や地域社会の環境は、少子化の進行や核家族化の進展、共働き家庭の増加など、家庭でのふれあいが減少傾向にあるとともに、家庭教育力の低下も懸念されています。そのような状況の中で、こどもに対する虐待・暴力の増加、また学校でのいじめ・不登校、青少年の非行など問題が深刻化していることは、大和高田市においても例外ではありません。また、2015（平成27）年において、国民の約6.5人に1人が貧困状態であり、全国のこどもの7人に1人が貧困状態にあります。

こうした状況を踏まえ、2020（令和3）年3月発行の「大和高田市まちづくりの指針」の基本目標に「こどもたちの笑顔あふれるまちづくり」を掲げ、教育環境の充実、子育て支援体制の充実に取り組み、未来を担うこどもたちが健やかに成長していけるよう、学校・園・所を中心に家庭や地域・関係機関と協働していくことが大切です。

（２）施策の方向について

- ① 児童虐待については、「大和高田市虐待防止ネットワーク」を中心に、関係機関・団体との情報の共有と連携の強化を図り、児童虐待等の早期発見及び適切な保護に努めます。
- ② 青少年の健全育成については、青少年センターが中心となり、体験活動ができる機会の提供や教育相談、不登校児童・生徒に対する自立支援及び、いじめ・不登校対策の推進に努めます。
- ③ 学校・幼稚園・保育所を中心とした保育・教育活動では、人権教育の推進とともに幼児・児童・生徒一人ひとりの良さや可能性を大切にし、その個性や能力を伸ばす教育を家庭・地域と連携しながら実施し、「豊かな心と生きる力」の育成を推進します。
- ④ 安心とゆとりのある子育て環境づくりのため、母子保健医療や子育てに関する相談・支援体制の充実、子育てにやさしい生活環境の整備などを推進します。

- ⑤ こどもの人権が守られ、その健全な成長を見守るため、自治会を中心とした地域社会、民生・児童委員や学校関係者が一体となったサポート体制の確立に努めます。

4 高齢者の人権

(1) 現状及び課題

我が国の人口の高齢化は急速に進んでおり、2015（平成 27）年には 65 歳以上の高齢者人口比率が 25%を突破し 2025（令和 7）年には 30%におよぶと予測され超高齢社会になるといわれていますが、本市では、2024（令和 6）年 2 月 1 日現在で 65 歳以上の人口比率は約 32%（住民基本台帳人口による）にのぼり、すでに超高齢社会に突入しています。

現在の日本の平和で繁栄した社会づくりには、高齢者が大きな貢献をしてこられました。このような高齢者が住みなれた地域で、人権が尊重され、安心して尊厳と生きがいのある生活を営める社会を実現することが重要です。

高齢者の人口が増加するなかで、介護を必要とする高齢者に対する介護者の肉体的・心理的虐待をはじめ、高齢者に対する就職差別、高齢者の財産をだまして奪い取るなどといった高齢者の人権を侵害する深刻な問題も増加傾向にあります。これは極めて憂慮すべきことであり早急な対策が必要です。

高齢者との日常的な交流を促進し、「老い」がマイナスのイメージとして捉えられることをなくし、高齢者の豊富な経験や知識が充分に生かされ、尊重される社会を創ることが重要です。

(2) 施策の方向について

- ① 高齢者の問題を、全ての世代の問題として捉え、高齢者介護などの支援を社会全体で支える気運を高めるための啓発を推進します。
- ② 病弱な高齢者が安心して暮らせるよう、日常生活を支えるた

め介護サービス、保険、医療、福祉サービスの充実を図ります。

- ③ 高齢者の自立支援、社会参加を促進する体制を整備し、高齢者が長年にわたって培ってきた豊かな経験や知識をいかせるような就職機会や働く場の情報提供に努め、「長生きして良かった」と実感できる社会の実現をめざします。
- ④ 判断能力が不十分な高齢者のプライバシーの保護、権利擁護のため「地域福祉権利擁護事業」や必要に応じて「成年後見制度」を活用し、支援体制の整備・充実を図ります。

5 障がいのある人の人権

(1) 現状及び課題

障害者基本法 1970（昭和 45）年第 3 条第 1 項には、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。」と規定されています。

今日では、自立する障がい者が増えたり、社会参加や生活の利便性向上への意欲の高まりを見せるなど、障がい者を取り巻く環境は、確実に変化しつつありますが、物理的にも社会的にもまだまだバリア（障壁）が厚く、雇用や社会活動など様々な場において、障がい者の自立や社会参加が妨げられている状況があります。また、偏見や差別が生じる背景には、障がいの発生原因や症状についての理解不足が関わっている場合もあります。

障がいや障がい者に対する偏見や誤った認識から、本人や家族が、教育、雇用、結婚などにおいて差別的な言動を受けるといった心理的な側面と、道路の段差や階段、障がい者用トイレの不備等の物理的な側面があることから、ノーマライゼーションの方向に進みつつあるとはいえ、まだまだ障がい者が地域社会で安心して自立して生活できる状況にはなっていません。そうした背景から、「障害者差別解消法」等の基本理念に則り取り組みを進めていかなければなりません。

さらには、2024（令和 6）年 4 月施行の改正「障害者総合支援法」の目的に根差した取り組みを進めてまいります。

(2) 施策の方向について

- ① 障がい者の自立と社会参加をより一層推進していくとともに、「ノーマライゼーション」の理念をさらに深化させ、実現させるための啓発・広報活動を充実します。また、幼少期からの継続的な取り組みが必要なことから、保育所、幼稚園、学校においても障がいに対する正しい理解を深める教育を推進します。
- ② 「障害者の雇用の促進等に関する法律」にのっとり、職業安定機関と連携して雇用対策協議会を通じ、多くの障がい者が働く場所を持ち、社会経済活動にも参加できるように企業の理解と協力を得られるように努めます。また、各種情報提供に努め、雇用の促進と職業の安定を図り、法で定められた雇用率を上回るよう努めます。
- ③ 障がい者が抱える課題についての認識をより一層深め、すべての人々が自分自身の問題として理解・認識ができるように、各種スポーツ大会、催しの開催や作業所まつり等への参加・参画を推進します。
- ④ 障がい者が地域で快適に暮らしていくことができるように、在宅福祉サービス事業で日常生活を援助することにより家族や介護者の負担を軽減するとともに、外出支援を行い社会参加の促進を支援します。
- ⑤ 公共機関や民間施設等のバリアフリーのより一層の整備を図り、だれもが地域で安心して快適に暮らせる人権文化があふれるまちづくりを推進します。

6 生活困窮にある人の人権

(1) 現状及び課題

2018（平成 30）年に実施した「人権に関する県民意識調査」によると、「格差は世の中に進歩をもたらすものだ」と格差を肯定的に捉えている人が 3 割程度いますが、貧困を個人の責任と捉えている

人は 1 割程度に過ぎず、貧困による格差について何らかの救済・支援の必要があると思う人が 8 割を超えています。一方、住宅を選ぶ際に、「近くに低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる」物件を「避けると思う」、「どちらかといえば避けると思う」と回答した人が過半数を上回っています。このため、生活困窮者への偏見や差別意識解消の取り組みが必要です。

（２）施策の方向について

生活困窮者に対する偏見・差別意識の解消に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、生活困窮者の就労支援等、自立支援に向けた取り組みを推進します。

7 ひきこもり状態にある人の人権

（１）現状及び課題

2016（平成 28）年の内閣府の「若者の生活に関する調査」によると、15 歳～39 歳の若者のひきこもりは、全国で 54.1 万人、2018（平成 30）年の同調査では、40 歳～64 歳のひきこもりは全国で 61.3 万人と推計されています。大和高田市では、市青少年センターにおいて「若者の居場所ヒサカタ」を設置し、義務教育終了から 40 歳未満までの早期離職等により悩みを抱えている若者達に対して、家庭や学校、職場以外の「居場所」を提供する取り組みを行っています。しかし、周知が十分でないことにより参加人数が横ばいであることや、利用者一人ひとりの困り感や心情に対応するための専門職不足や関係機関との連携の難しさが課題です。

（２）施策の方向について

「居場所」は、

- 家庭や学校、職場以外の空間で誰でも受け入れられる
- 気兼ねなく過ごせる
- ありのままの自分を認められる

- したかったことができて気持ちが満たされる
- 一人の時間や哲学的な思索が容認される
- 知りたい情報があふれている
- 気の合う仲間に出会えて話をするができる
- いろいろなことを表現することができる

ためにあります。今後、広報活動の充実や関係機関と密に連携した上で必要な支援を行います。

8 性的マイノリティの人権

(1) 現状及び課題

性的マイノリティの人々は、生活上様々な困難を抱えています。自分自身のことを隠し、周囲の無理解や日常的なストレス等により心身の健康を害しています。大手広告代理店の研究機関や日本労働組合総連合会の調査では成人の約9%が、性的マイノリティの当事者であると推測され、国立社会保障・人口問題研究所や日本労働組合総連合会などが実施した調査では、職場や学校生活等で性的マイノリティへの差別や偏見があることが報告されています。このため、多様な性のあり方があることをより多くの市民が認識し、理解が進むような取り組みや、就職の採用時や日常の職場において差別や偏見によって不当に扱われることがないよう、企業等を対象とした性的マイノリティの人権に対する理解を深める取り組みが必要です。

(2) 施策の方向について

- ① 性的マイノリティの人たちに対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、同性愛者、両性愛者、身体的性別とは異なる性で生きる人たちなど、多様な性のあり方を肯定的に受け止め、尊重しあう社会の実現を目指した取り組みを充実させるよう努めます。
- ② 性的マイノリティの人たちが日常生活において、生きづらさや不便を感じることがないよう環境整備を進めます。

9 ハンセン病患者等の人権

(1) 現状及び課題

ハンセン病、H I V感染症などの感染症に対する知識不足や理解不足から、感染症患者やその家族に対する差別や偏見で苦しんでいる人がいます。ハンセン病については、治癒した後も、忌避される状況が発生しています。

これらは全て無理解と偏見によるもので、ハンセン病やH I V感染症をはじめ、新しく発生してくるあらゆる感染症に対する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発が重要です。

(2) 施策の方向について

- ① あらゆる差別や偏見をなくすため、様々な機会を通じて人権教育・啓発を推進します。
- ② H I V感染者が近年、若年層に広がる傾向にあり、これを防ぐ意味でも教育・啓発に加え保健指導の充実も図ります。

10 刑を終えて出所した人の人権

(1) 現状及び課題

刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別は根強く、住居や就職等の問題により、不安定な生活になっています。そのため、これらの人々の中には、地域社会で孤立し、個々に抱えた様々な課題を解決できないまま、再び罪に問われる人も少なくありません。

出所した人の抱える問題や社会的背景、現状についての理解を広め、固定観念や偏見を解消する必要があります。

(2) 施策の方向について

- ① 刑を終えて出所した人等が社会人として自立するためには、出所後、就業できる場所と住まいを確保することが重要であるから、国や県、その他の関係機関、民間団体との連携、協働しながら、出所した人等の就労の場づくりや、円滑な社会復帰するた

めに必要な支援に取り組みます。

- ② 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別を解消し、更生を実行のあるものとするため、国や県、その他の関係機関、民間団体との連携、協力などを深め、「社会を明るくする運動」などの啓発活動を推進します。

11 犯罪被害者等の人権

(1) 現状及び課題

犯罪被害者やその家族については、2004（平成16）年「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図り、犯罪行為によって受けた直接的な被害だけではなく、精神的、経済的負担を取り除くよう整備が進んでいます。

しかしながら、犯罪被害者やその家族は、生命や身体、財産上の直接的な被害だけでなく、精神的ショックに起因する身体や心の変調をはじめ、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、医療費の負担や失業等による経済的な困窮、取材や報道によるプライバシーの侵害等からくる深刻なストレス等、様々な問題（二次的被害）に苦しんでいます。

犯罪被害者やその家族の人権が尊重される社会を実現するためには、地域社会の理解と協力が不可欠であり、その取り組みも大切なことです。

(2) 施策の方向について

2021（令和3）年4月に成立・施行された「大和高田市犯罪被害者等支援条例」の理念に基づき、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会の実現に向けて施策を総合的に推進し、地域社会で犯罪被害者を支援していくという意識を醸成できるよう、講演会やパネル展示、ポスターなどによる啓発活動や、「なら犯罪被害者支援センター」と連携して、相談やサポートに努めます。

12 アイヌの人々の人権

(1) 現状及び課題

アイヌの人々の人権に関わって、1993（平成5）年に「世界の先住民の国際年」を契機に、日本においても1997年（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。また、2019（令和元）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」が策定され、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を総合的かつ継続的に実現するための支援措置や、実施すべき施策の基本的な方針などが定められました。

しかし、アイヌの人々の歴史、文化、伝統や現状に対する理解不足から、依然として偏見や差別が存在しています。

(2) 施策の方向について

アイヌの人々への偏見や差別をなくし、今後も独自の伝統や歴史をもち、固有の文化を発展させてきた民族としての誇りが尊重される社会の実現にむけて、アイヌの人々に対する理解を促す啓発活動や学校教育を推進します。

13 外国人の人権

(1) 現状及び課題

大和高田市においての在日外国人の居住状況は、2024（令和6）年2月1日現在、外国人登録者は611世帯、947人で、市の総人口に対する割合は約1.5%（住民基本台帳人口による）であり、年々増加しています。

国際化が進展する中、就労や結婚のためアジアや南米の国々から来日した人々や、戦前の政策の結果として朝鮮半島から労働者等として渡日してきた人たちの子孫が在住されています。1977（昭和52）年に閉鎖された「大日本紡績株式会社高田工場」でも、多くの朝鮮人

が大和高田市に居住し、工員として働いていました。

在日韓国・朝鮮人の場合、すでに三世・四世の世代に入り、日本で生まれ生活しているにもかかわらず、社会保障制度等に見られる国籍条項の問題や参政権など制度的な問題とともに、排他的な考えや誤った先入観などによる様々な意識の壁を取り除いていかなければなりません。

1996（平成8）年には、外国人市民の委員を含めた策定委員会により「在日外国人教育にかかわる指導指針」を策定しました。今日の日本社会の状況から、多文化共生社会を目指し、在日外国人教育を推進し、学校教育・社会教育を支えていくための整備を進めるとともに、市民に対して在日外国人教育を自らの問題として受け止めていくための世論を高めなければなりません。

（２）施策の方向について

- ① 市内に在住する外国人の歴史的な経緯、社会的背景を正しく理解し、様々な文化、習慣、価値観の違いを認めあい、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、ともに地域を支え合う豊かで活力ある多文化共生社会づくりを推進します。
- ② 学校教育・社会教育において、在日外国人に対する偏見や差別を解消するため、文化・生活習慣等における多様性を認め、尊重し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることをめざします。
- ③ 「在日外国人教育にかかわる指導指針」に基づき、外国籍及び外国にルーツを持つ児童・生徒を対象とし、それぞれの民族の文化や歴史との豊かな出会いの機会を整備し、その具現化をはかるための事業を実施しています。韓国・朝鮮、中国、フィリピン等の児童・生徒が参加し民族の文化やルーツを学んでいます。今後も国際化の流れの中、在日外国人の児童・生徒の実態やニーズを的確に捉えた内容を展開します。
- ④ 日常生活を送るのに必要な日本語を習得していないために、地域社会や医療機関等様々な場で、不安や不自由さを感じてい

る外国人を対象として、「在日外国人日本語講座」を実施しています。今後も講座の充実、公共施設への外国語表記など、外国人が住みやすい環境づくりを推進します。

14 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

(1) 現状及び課題

1970（昭和 45）年代から 1980（昭和 55）年代にかけて多くの日本人が不自然な形で姿を消した事件の多くは、北朝鮮当局の拉致の疑いがもたれています。このうち奈良県警が家族の同意を得て名前等を公表している方々は 3 名おられます。北朝鮮当局による拉致は我が国の主権の侵害であると同時に、国民の生命と安全にかかわる重大な人権侵害ではありますが、大和高田市が人権施策として取り組みを推進する上で、拉致問題を含む日本と北朝鮮間の外交上の諸課題が、私たちと地域とともに暮らす在日朝鮮人の人々とは直接的に関連性を持たないことを認識することが重要です。

また、国家間の課題が、地域で暮らす住民にとって不利益にならないよう、行政や地域が人権尊重の視点を持つことが大切です。

(2) 施策の方向について

2006（平成 18）年 6 月に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を踏まえ、国と連携を図りつつ、拉致問題に関する啓発活動を行い、拉致問題を風化させない取り組みを行います。また、学校では、拉致問題に対する理解が深まるよう、児童生徒の発達段階や各学校の実態に応じて、拉致問題に関する正しい理解が深まる取り組みを推進します。

15 インターネットによる人権侵害

(1) 現状及び課題

情報化社会の進展により、生活に多くの利便性と豊かさがもたらされたインターネットを悪用して、特定の個人を誹謗中傷したり、社

会に根強く存在する差別意識をあおり、助長させるような書き込みが氾濫したりといった新たな人権問題が生まれています。

（２）施策の方向について

- ① 「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」は、全国に先駆けて、「インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」を立ち上げ、書き込みの監視などを行うためインターネットステーションを設け、先進的な活動を行っています。その結果、奈良県に関する書き込みの減少など大きな成果を上げつつあります。しかし、人権問題全般にわたる差別書き込みは後を断たず、内容も陰湿、巧妙化し、また、アニメなどを使った視覚効果の大きいものも現れ悪質化している状況や、SNS等を巧妙に使って、こどもたちの人権をおびやかす事象も起こっています。今後も、より一層監視を強め、取り組みの強化を図っていく必要があります。
- ② 小学校・中学校・高等学校においては、インターネット利用に際してのルールやマナーを理解するために発達段階に応じた情報モラル教育を推進します。また、こどもたちや保護者、学校・教育関係者等を対象にインターネットを利用する際の危険性やフィルタリングサービスについての啓発を行います。こどもたちが技術の進歩に応じて安全に安心してインターネットや情報端末を利用できるような環境づくりに取り組みます。

16 ハラスメントに関する人権

（１）現状及び課題

各種ハラスメントは、家庭や職場、学校での嫌がらせやいじめを意味し、相手を不快にさせるだけでなく、尊厳を傷つける、不利益を与えるとといった発言や行動が問題となっています。また、職場でのハラスメントは労働問題であるばかりでなく、受けた本人の失業へ結びつき、その家族にまで影響が及びかねない重大な人権問題です。人と

して尊厳や人格を深く傷つけるもので、決して許されるものではありません。事業主は、雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられており、方針の明確化と啓発、相談体制の整備、ハラスメントへの迅速かつ適切な対応が求められています。

（２）施策の方向について

ハラスメントの防止について、家庭や職場、地域などで正しい認識の普及と啓発に努めます。また、企業・団体等への継続的な働きかけや、労働局等の関係機関と連携し、相談への対応、救済や調査等に取り組みます。

17 災害時における人権

（１）現状及び課題

近い将来、発生が予想されている南海トラフ地震など大規模な自然災害のリスクが一段と高まり、発生した場合には、避難生活が長期に及ぶこともあります。さらには、情報の不足やデマなどにより、被災者や被災地に対する根拠のない風評や偏見等による人権侵害が発生することがあります。このことから、自然災害発生時には、特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人、妊産婦、こども、外国人市民等の安全かつ確実な避難の支援をするとともに、これらに対応した避難所運営が必要です。

（２）施策の方向について

- ① 避難所での女性を含む様々な方の参画による避難所運営を推進するとともに、誰もが等しく良好な生活環境を確保できるよう配慮した運営を行います。
- ② 被災者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、災害時における人権問題への理解を深める啓発活動に取り組みます。

第4章 人権文化が確立された社会をめざして

1 推進体制の整備

本指針を積極的に推進するため、行政はもとより、各機関、団体と連携を深め、あらゆる分野や機会を通じて取り組むことが肝要であると言えます。

そのため、人権施策課が核となり、教育委員会、大和高田市人権教育推進協議会、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会、奈良県人権教育推進協議会、大和高田市企業人権教育推進協議会、大和高田市人権擁護委員会等の関係機関との連携を深めます。

また、庁内にあっては人権啓発推進本部が中枢となり、行政総体として取り組むためにも各セクションとの連携・協働をより深め、効果的、効率的な推進に努めます。そのためにも、行政内のすべてのセクションで、人権に係る多くの課題があることをすべての職員が認識することにより、行政全体で人権施策の充実に取り組み、市民の人権意識の日常化に努めます。

この取り組みが実情に即したものとなるよう、本指針に行政評価を加え、事業の点検、実施状況の把握に努めます。

さらに、社会の変動の時宜にかなうよう、適宜、人権啓発推進協議会に意見を求め、実効性のある人権施策の推進に努めます。

2 人権意識の確立

人権文化が確立された社会を実現するためには、一人ひとりが人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活のなかで実践していくことが大切です。

これの実現のために、学校、幼稚園、保育所、地域社会、家庭、企業などあらゆる場を通じて、これまで行ってきた人権教育・啓発の取り組みを今後さらに充実させます。

学校、幼稚園、保育所、こども園は、人格を形成する場として、人生の中で大きな部分をしめます。この時期に、人を大切にすることを育てることは非常に肝要なことであり、こどもの人権意識の確立

に向けた取り組みを教育及び保育の中で推進します。

また、人権問題が、差別する側、される側という問題ではなく、広く社会に存在する全ての人の課題であるという意識を広めていかねばなりません。そのため、地域社会での人権意識の確立のための取り組みとして、校区人権教育推進協議会の活動を支援し、地区別懇談会等の取り組みの活性化を図ります。

企業や市民団体の人権問題に係る研修会等の取り組みには、講師の派遣・紹介、資料の提供等積極的に支援します。

また、人権教育・啓発アドバイザー等の指導者の資質向上のための研修会の開催や各団体への研修を通じ、部落問題、障がい者、女性、外国人、高齢者、こども、その他さまざまな人権問題について、理解と認識を深め、人権意識の確立された社会の創造をめざします。

3 相談・支援体制

人権意識の高揚を図ることにより偏見や差別意識を解消し、人権侵害が起こらない社会づくりに取り組むとともに、具体的な人権侵害に対しては、積極的にその解決に向けたシステムを構築しなければなりません。

国民に保障されている基本的人権の擁護については、法務局、人権擁護委員等により取り組まれてきました。地域において人権問題を担う人権擁護委員については、市民からも気軽に相談ができるように、その制度の周知に努めます。

市民の人権を擁護する人権擁護委員や、国の機関との密接な連携を図りながら、相談をはじめとする人権擁護体制の充実に努めます。

また、2002（平成 14）年に設置されました、国の「隣保館設置運営要綱」に則り、市民の生活上における各種相談事業の充実に努めるとともに、現在、実施されている人権、女性、こども、福祉や教育などの分野ごとの相談については、的確な助言や指導ができるよう相談員等の資質の向上や相談員機能の充実にに向けた取り組みを推進します。

さらに、2005（平成 17）年に国、県、市町村、NPOなどが参

加して「なら人権相談ネットワーク」が設立されました。これを活用して、関係機関相互の連携を強化し、相談者の立場に立ったきめ細かな相談活動の推進に努めるとともに、就労支援、生活支援など自立につながる支援策の充実を進めます。

4 関係機関・団体等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権問題に取り組む国、県、市町村などの各行政機関がそれぞれの立場や役割に応じた施策を推進するとともに、より一層総合的・効果的に人権施策を推進するため、互いが連携、協力し、それぞれが持っている人権情報、啓発手法等を交換しながら施策を推進することが重要です。

「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」の活動に積極的に参画し、他の市町村と緊密な連携を図りながら啓発活動を推進します。

また、地域に根付いた人権教育・啓発を推進するため人権教育推進協議会や企業、民間団体等の人権教育・啓発の取り組みとも連携し、各校区人権教育推進協議会との協働を深めます。

さらに、人権擁護委員と連携して相談事業の充実を図り、人権文化が確立された社会の創造をめざします。

資 料

- 大和高田市障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例
- 大和高田市男女共同参画推進条例
- 大和高田市人権啓発推進本部設置規程

○大和高田市障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例

平成9年3月 19 日条例第4号

大和高田市障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法、世界人権宣言及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成 28 年法律第 68 号)、部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)等差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消を推進するため、基本理念を定め、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)を解消する施策は、現在もなお差別が存在するとともに、情報化の進展に伴う状況の変化を踏まえ、市民一人ひとりがその存在及び差別を許されないものとして認識し、その解消の必要性について理解を深めることを旨として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、基本理念にのっとり、必要な施策を積極的に推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚を図るとともに、前条の施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、あらゆる差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境を醸成し、市民の人権意識の高揚を図るため、きめ細かな教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第6条 市は、国、県及び関係団体と連携し、相談情報の提供、相談機会の設定等実情に応じた相談体制の充実に努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第7条 市は、あらゆる差別を解消するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、必要な人権教育、人権啓発、人権擁護等の施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するように努めなければならない。

(情報の収集)

第8条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、市内外におけるあらゆる差別及びその解消のための施策に関する情報を収集することができる。

(推進体制の充実)

第9条 市は、あらゆる差別を解消する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を図りながら、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 14 日条例第 35 号)

この条例は、平成 13 年1月6日から施行(中略)する。

附 則(令和5年6月 29 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

大和高田市男女共同参画推進条例

我が国においては、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際社会の動きと連動して、あらゆる分野において「女子差別撤廃条約」を機軸として法制度の整備がなされてきた。

しかし、現在の社会の仕組みや慣行の中には、性別による固定的な役割分担意識や性に基づく偏見や差別は依然として根強く残されており、真の男女平等の達成のためには多くの課題が残されている。

本市においては、近年、人口増加に停滞がみられるものの、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が着実に進行しつつある。また、大阪通勤圏のベッドタウン化等による地域コミュニティの空洞化など、地域社会のあり方が問われ、新しい価値観によるまちづくりが求められている。

一方、情報化、国際化の進展、産業構造の変化とともに、本格的な少子・高齢社会を迎え、大和高田市が「新商都たかだ」として、新たな進展の道をきりひらき、だれもが豊かで安心して暮らせる社会をつくるために、女性と男性が互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会をつくるのが緊急の課題となっている。

大和高田市は、まちづくりの基本理念である「夢と希望と感動にであうまち・大和高田市」を目指して、男女共同参画社会の実現を市政の重要政策と位置付け、女性と男性が互いの個性を認めつつ、対等なパートナーとしてまちづくりに参画し、ともに責任を担う社会を形成していくためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、大和高田市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携を図りつつ協力して取り組む。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保と体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とした権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス(配偶者、恋人等親しい関係の者からの身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び人権を侵害する性的な表現を用いないよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、大和高田市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、及び変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮する。

(教育における男女共同参画の推進)

第11条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努める。

(積極的格差是正措置)

第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に、参画する機会に格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置を講ずるよう努める。

2 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければならない。

(情報の収集及び分析)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行う。

(年次報告)

第14条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 15 条 市は、広報活動等を通じて、市民及び事業者が男女共同参画社会について理解を深めるよう適切な措置を講ずる。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第 16 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずる。

(事業者等の表彰)

第 17 条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う事業者等を表彰する。

(市民等の申出)

第 18 条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関して申出があった場合は、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談があった場合は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して必要な措置を講じなければならない。

(男女共同参画週間)

第 19 条 市は、市民及び事業者が基本理念に関する理解を深め、男女共同参画の推進に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画週間を6月に設ける。

(男女共同参画審議会の設置)

第 20 条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、大和高田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 14 年4月1日から施行する。

○大和高田市人権啓発推進本部設置規程

平成 14 年 4 月 1 日告示第 46 号

大和高田市人権啓発推進本部設置規程
(設置)

第1条 部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃を目指し、人権問題に対する啓発活動を積極的に推進し、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図ることを目的とし、大和高田市人権啓発推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権啓発の施策の企画立案及び実践活動を行うこと。
- (2) 職員の人権意識高揚のための研修を行うこと。
- (3) 啓発推進のための指導者の育成を行うこと。
- (4) 実践活動をより強化するために、大和高田市人権教育推進協議会と密接な連携を図ること。
- (5) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長及び市民生活部長をもって充てる。
- 3 本部委員は、部長級職員(市民生活部長を除く。)、次長級職員、課長級職員及び課長補佐をもって構成する。

(運営)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 推進本部に企画委員会を置く。

(企画委員会)

第5条 企画委員会の委員は、人権施策課長、まち振興課長、広報広聴課長、人事課長、商工振興課長、こども家庭課長、保育幼稚園課長、社会福祉課長及び介護保険課長並びに教育委員会学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

- 2 企画委員会は、人権施策課長が必要に応じて招集する。
- 3 企画委員会は、第1条の目的を達成するために企画及び立案を行う。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民生活部人権施策課で処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 14 年4月1日から施行する。
(大和高田市同和問題啓発推進本部設置規程の廃止)
- 2 大和高田市同和問題啓発推進本部設置規程(昭和 61 年告示第 29 号)は、廃止する。
附 則(平成 16 年4月1日告示第 49 号)
この告示は、告示の日から施行する。
附 則(平成 17 年4月1日告示第 41 号)
この告示は、告示の日から施行する。
附 則(平成 18 年4月1日告示第 57 号)
この告示は、平成 18 年4月1日から施行する。
附 則(平成 19 年3月 16 日告示第 25 号)
この告示は、平成 19 年4月1日から施行する。
附 則(平成 19 年3月 29 日告示第 29 号)
この告示は、平成 19 年4月1日から施行する。
附 則(平成 20 年3月 31 日告示第 26 号)
この告示は、平成 20 年4月1日から施行する。
附 則(平成 24 年3月 30 日告示第 45 号)
この告示は、平成 24 年4月1日から施行する。
附 則(平成 29 年3月 31 日告示第 49 号)
この告示は、平成 29 年4月1日から施行する。
附 則(令和2年3月 31 日告示第 52 号)
この告示は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和3年 12 月 27 日告示第 168 号)
この告示は、令和4年1月1日から施行する

大和高田市人権施策に関する基本指針

発行年月 2006（平成18）年 3月

改訂年月 2011（平成23）年 3月

改訂年月 2018（平成30）年 3月

改訂年月 2024（令和6）年 3月

〈編集〉

大和高田市 市民生活部 人権施策課

〒635-8511 大和高田市大字大中 98 番地 4

TEL 0745-22-1101（代表）